

平成 2 4 年 第 8 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成24年第8回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成24年8月8日(水) 午後3時

1. 場 所 箕面市役所 本館3階 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員長職務代理者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君  
委 員 福 井 聖 子 君  
委員(教育長) 森 田 雅 彦 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 中 井 勝 次 君  
教 育 推 進 部 長 大 橋 修 二 君  
教育推進部学校改革監  
兼次長(学校教育・教職員担当) 若 狭 周 二 君  
子 ど も 部 長 藤 迫 稔 君  
生 涯 学 習 部 長 稲 野 公 一 君  
教育推進部副部長  
兼次長(教育政策・学校管理担当) 岡 裕 美 君  
教育推進部専任副理事  
(学校施設担当) 道 上 康 秀 君  
子 ど も 部 副 部 長  
兼次長(子ども政策・幼児育成担当) 木 村 均 君  
生 涯 学 習 部 副 部 長  
兼教育推進部次長(人権教育担当) 小 西 敏 広 君  
生 涯 学 習 部 次 長 齊 藤 堅 造 君  
教 育 政 策 課 長 井 口 直 子 君  
学 校 管 理 課 長 山 口 朗 君  
教育推進部専任参事  
(学校給食推進担当) 中 出 宣 義 君

教育推進部専任参事 (教育施策推進担当)	奥田勝久君
兼人権教育課長 教職員課長	北村清君
教育センター所長	松山尚文君
子ども政策課長	古井洋一君
幼児育成課長 兼広域幼児育成課長	今中美穂君
子ども家庭総合支援室 子ども支援課長 兼広域子ども支援課長	細川美智代君
子ども家庭総合支援室専任参事 (子育て応援担当) 兼専任参事 (広域子育て応援担当) 兼教育推進部参事 (教育施策推進担当)	井西浩君
子ども家庭総合支援室専任参事 (青少年育成担当)	菫澤宣雄君
子ども家庭総合支援室 子ども家庭相談課長	菅原かおり君
生涯学習課長 生涯学習部専任参事 (生涯学習センター・公民館担当)	阿部一郎君
生涯学習部専任参事 (文化財保護担当)	清水宏志君
文化スポーツ課長	岩永幸博君
中央図書館長	前田一成君
兼生涯学習部専任参事 (知の地域づくり担当)	一階世志明君

## 1. 出席事務局職員

学校教育課担当主査 兼教育政策課担当主査 兼教育推進部担当主査 (教育施策推進担当)	森貴美君
---	------

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市文化財保護審議会委員任命の件
- 日程第 3 箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件
- 日程第 4 平成23年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件
- 日程第 5 平成25年度（2013年度）使用箕面市立学校用教科用図書採択の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会府費負担教職員に関する懲戒処分指針策定の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会府費負担教職員の懲戒処分等に関する取扱い基準策定の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第10 教育長報告

(午後3時開会)

○委員長（小川修一君）：ただ今から、平成24年第8回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○委員長（小川修一君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。

○委員長（小川修一君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において福井委員を指定します。

○委員長（小川修一君）：次に日程第2、議案第71号「箕面市文化財保護審議会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部文化財保護担当専任参事に求めます。

○文化財保護担当専任参事（岩永幸博君）：本件は、箕面市文化財保護条例に基づき、箕面市教育委員会の諮問に応じて文化財の保護及び活用に関する重要事項について、調査、審議するため設置している箕面市文化財保護審議会の委員が欠員となっていることに伴い、新たに委員を任命する必要があるため、箕面市文化財保護条例第52条第2項の規定に基づき、提案するものです。

○委員長（小川修一君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第71号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）： 次に日程第3、議案第72号「箕面山ニホンザル保護管理委員会委員任命の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を生涯学習部文化財保護担当専任参事に求めます。
- 文化財保護担当専任参事（岩永幸博君）： 本件は、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例に基づき、箕面市教育委員会の諮問に応じて、天然記念物箕面山ニホンザル個体群の適正な保護管理について、調査、審議、答申等を行うために設置している箕面山ニホンザル保護管理委員会の委員が欠員となっているに伴い、新たに委員を任命する必要があるため、箕面山ニホンザル保護管理委員会条例第3条第2項の規定に基づき、提案するものです。
- 委員長（小川修一君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第72号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）： 次に日程第4、議案第73号「平成23年度箕面市教育委員会活動の点検及び評価に関する報告の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。
- 教育政策課長（井口直子君）： 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項において、教育委員会は、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等を行い、その結果を報告書にとりまとめ、議会に提出するとともに、公表することと規定され、また、同条第2項において、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るよう規定されていることから、平成23年度箕面市教育委員会活動を自主点検・評価したものを、3名の箕面市教育委員会活動評価委員にお示しし、教育委員との意見交換を経て、意見書にとりまとめたいただきましたので、これらを市議会に報告するため、提案するものです。
- 委員長（小川修一君）： 平成23年度の教育委員会の取組について、教育委員会活動評価委員から、評価できるというご意見をいただいた点については、引き続き発展させていきながら、また、今後の課題としてあげていただいた点については、真摯に受け止め、課題解決を図っていく必要があると思います。これらをふまえながら、教育委員会として、今後、どうすすめてい

くべきか、議論していく必要があると思います。私どもとしては、教育委員会や学習会などの場を通じて、あらためて検討したいと思います。各委員のご協力をお願いいたします。今回の議案は、この報告書を議会に提出することについて諮るものですが、議会への提出にあたって、何か意見、質問はありませんか。

○委員長（小川修一君）： ないようですので、議案第73号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第5、議案第74号「平成25年度（2013年度）使用箕面市立学校用教科用図書採択の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部学校教育・教職員担当次長に求めます。

○学校教育・教職員担当次長（若狭周二君）： 本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6号の規定により、平成25年度使用小学校用及び中学校用教科用図書に関して採択を行うため提案するものです。なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第14条第1項の規定により、今年度と同一の教科用図書を採択するために提案するものです。

○委員長（小川修一君）： この件については、新学習指導要領の全面実施に伴って、一昨年の平成22年度に小学校用教科用図書を、昨年には中学校用教科用図書の採択を行いました。先ほどの説明では、小・中学校いずれも今年度と同一の教科用図書を採択するよう法に規定されていることに基づいて、議案のとおり提案されています。そういうことでよろしいですね。

○学校教育・教職員担当次長（若狭周二君）： はい、そのとおりです。

○委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第74号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○委員長（小川修一君）： 次に日程第6、議案第75号「箕面市教育委員会府費負担教職員に関する懲戒処分指針策定の件」及び日程第7、議案第76号「箕面市教育委員会府費負担教職員の懲戒処分等に関する取扱い基準策定の件」は関連案件ですので、一括して審議いたしてよろしいか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、一括して審議する

ことといたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。

- 教職員課長（北村清君）： 議案第75号については、教職員人事権の移譲により、懲戒に関する処分の権限が本市教育委員会に移管されたことに伴い、大阪府の職員の懲戒に関する条例の内容に基づき、任命権者として指針を定める必要があるため、提案するものです。議案第76号については、本市教育委員会が懲戒処分等を行うに当たり、任命権者としてその取扱いの基準となるべき事項を定める必要があるため、提案するものです。
- 委員（白石裕君）： 教職員人事権の移譲によって、大阪府教育委員会から私ども教育委員会が職員の処分を行うこととなることについては以前から了解済みのことですが、移譲を受ける前の非違行為の調査や処分はどこのどのような基準で行っていたのか、聞かせてください。
- 教職員課長（北村清君）： 懲戒処分は、地方公務員法第29条の規定に基づき、任命権者が職員の一定の義務違反に対して道義的責任を問う処分であり、それによって地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的としています。昨年度までの本市の府費負担教職員の任命権者は大阪府教育委員会でしたので、基本的には、サービスを監督する市町村教育委員会が調査を行って府教委へ報告をあげ、府教委の審査を受けて任命権者である府教委が処分を行っていました。また、基準についてですが、人事権移譲前までは、「大阪府教育委員会懲戒処分指針」に基づき、処分が行われていましたが、本年4月1日に府の「職員の懲戒に関する条例」が改正され、この条例上に標準例が設けられましたので、本年4月1日以降はこの条例の標準例に基づき、懲戒処分が行われています。
- 委員（坂口一美君）： 今の4月1日以降は、府の条例の標準例に基づき懲戒処分が行われるとのことですが、箕面市立学校に勤務する府費負担教職員が非違行為を行った場合は、箕面市教育委員会が任命権者として処分を行うことになるのですね。今回提案されている懲戒処分指針の標準例は、箕面市教育委員会独自の標準例になるのでしょうか。
- 教職員課長（北村清君）： 大阪府教育委員会からは、人事権の移譲を受けた市町については、独自に懲戒処分指針を策定することが望ましいとの見解が示されていますが、この場合の標準例は、府の「職員の懲戒に関する条例」の標準例を目安として、任命権者が処分を決定するものとされています。よって、今回の指針の標準例は、府の「職員の懲戒に関する条例」と同じ標準例を使用することとなります。
- 委員（福井聖子君）： この指針の標準例にあてはまらない非違行為があった場合は、どのように処分を決定することになるのでしょうか。また、懲戒処分を受けた場合の職員に対する効果について教えてください。

- 教職員課長（北村清君）： 指針の基本事項にあるように、処分の量定の決定については標準例を参考としますが、例えば、過失、悪質性の度合い、社会に与える影響、過去の非違行為や本人の職責など、総合的に考慮の上、判断することになります。取扱い基準の4にありますとおり、免職の場合は職員の身分がなくなります。また、教育職員免許法に基づき、教員免許も失効します。停職の場合は、停職期間中は一切給与が支給されません。昇給もありません。減給の場合は、一定期間給与が減額され、戒告の場合は、非違行為の責任を確認し、将来を戒めるもので、いずれも給与の昇給時において、本来昇給すべき額が減額されることになります。
- 委員長（小川修一君）： 学校の先生の中には、府の負担によらない教職員もいますが、その教職員の場合はどうなるのですか。これに準ずるのか、市独自の処分規定によるのでしょうか。
- 教職員課長（北村清君）： 委員がおっしゃるとおり学校現場には府費負担教職員と市費負担教職員がおります。今回の指針については、府費負担教職員の懲戒処分が対象となります。市の職員については、市独自の懲戒処分基準がありますので、基本的には、これが適用すると考えています。
- 委員（坂口一美君）： この基準に則って執行していきませんが、決定や過程はどのようになるのか、教えてください。
- 教職員課長（北村清君）： 基本的には、取扱い基準にある人事担当課長が事実確認、調査を行い、その事実がまとまりましたら、箕面市教育委員会懲戒処分審査委員会に事実行為等が報告され、その委員会で処分の内容がまとめられ、教育委員会会議において処分が決定される流れになります。
- 委員長（小川修一君）： 他にないようですので、議案第75号及び議案第76号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

- 委員長（小川修一君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。
- 委員長（小川修一君）： 次に日程第8、報告第37号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。
- 教育政策課長（井口直子君）： 本件は、分限休職について発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

- 委員長（小川修一君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第37号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第9、報告第38号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。
- 教育政策課長（井口直子君）：本件は、去る7月10日に開催された平成24年第7回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により、提案するものです。
- 委員長（小川修一君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第38号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。  
（“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第10、「教育長報告」を議題といたします。教育長に報告を求めます。
- 教育長（森田雅彦君）：

◎大阪府都市教育長協議会夏季研修会（第1日目）

7月27日、ホテルアウイーナで開催されました。平成25年度予算策定に向け、文部科学省、大阪府教育委員会への要望事項について協議、調整しました。今年度、豊能・三島地区は、保健・給食・体育に関する事項が担当で、栄養教諭の配置基準の改善等についての要望などをとりまとめました。大阪府教育委員会からは、説明・連絡事項のなかで、中西教育長が出席され、教職員評価・育成システムの新たな評価方法の導入について協力及び要請がありました。これは、2月府議会で可決された大阪府立学校条例の施行に伴い、児童・生徒、保護者の評価も評価の参考にするという内容です。ただ、9月から試行、平成25年度から実施予定について、もっと時間をかけて検討をし、校長会等を含め説明すべきであるなどの質問や意見が出されました。

◎大槌町訪問

ここには掲載していませんが、7月21日から22日まで、本市が発災当初から支援を行っている岩手県大槌町を訪問し、伊藤教育長さんや小・中学校の校長先生と意見交換するとともに、東日本大震災の発災当時の様子や対応、それ以降の取組などについてお聞きしました。大槌町は、釜石市の北に

位置し、人口1万5千人、小学校5校、中学校2校です。大震災から1年半が経過しようとしていますが、どこを見ても更地のままで、復旧・復興にはまだまだ相当の時間がかかり、長期的な支援が必要であると思いました。昨年5月から学校建設のために派遣されているみどりまちづくり部の西田担当主査、第一中学校や小中一貫校の建設、耐震工事等を進めてくれましたが、その時の経験が大変役に立っていると言ってくれていました。西田担当主査に被災した学校等を案内してもらいました。津波の威力は10メートルの防波堤を一瞬にして打ち砕くすごい力で、海岸線から4キロメートル近くの奥の山裾まで達し、そのようななか大津波が来る20数分の間に子どもたちは力を合わせ、高台によく避難できたものだと思います。被災した学校はとても使える状況ではなく、本市の第一中学校プレハブ校舎を参考に、スポーツ運動公園にプレハブ校舎を建て、大槌中学校と4小学校の児童・生徒がここで学校生活を行っています。現地はまだ夏休み前で、子どもたちは明るく元気に部活動などを行っていました。現在、被災した1中学、4小学校を小中一貫校として建設する準備を進めておられ、本市の小中一貫教育の取組や施設一体型の小中一貫校建設の経過や取組などについて話をし、資料もお渡ししてきました。大槌町、釜石市を訪問した様子は、昨日の教職員全体研修会でもプレゼンのなか、撮ってきた写真をもとに話をしました。詳細は、また学習会等でお話したいと思います。

#### ◎教育推進部について

7月4日、委員会室において、平成23年度の教育委員会の活動を3人の活動評価委員さんと第1回懇談会を開催し、昨年度の教育委員会の活動を報告し、意見をいただきました。

7月23日、25日に臨時校長会を開催し、小学校教員が携帯電話のインターネット上の掲示板を活用し、わいせつな画像を投稿していた疑いで警視庁に逮捕された内容について報告するとともに、全ての教職員、事務局職員がこの事象をしっかりと受け止め、これまでを真摯に振り返り、襟を正し、箕面市の教育公務員であることを十分に自覚・認識し、法令遵守・服務規律の確保にあたるように指示しました。なお、当該校の子どもたちに与えた影響は大きく、家庭訪問、全校集会、保護者説明会、「こころと体のアンケート」の実施など、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの助言、教育委員会事務局の支援も行いながら、全校挙げて子どもたちの心のケアに努めています。なお、当該教員は、現在自宅謹慎とし、事情聴取を行っています。今後、時間をかけて学校、教育委員会が一丸となり信頼回復に努めていきたいと思っています。

#### ◎子ども部について

7月11日、朝8時から箕面駅前において暴走族追放、少年非行、被害防

止キャンペーンを倉田市長、佐薙警察署長さんをはじめ、青少年補導員のみなさんやサントリーサンバーズの選手の皆さん等、多数出務していただき、啓発活動を行いました。

◎生涯学習部について

7月14日、第22回手作り紙芝居コンクールが開催され、全国から157点の応募があり、最終審査が行われました。たくさんの力作が上演され、残念ながらグランプリに該当する作品はありませんでしたが、準グランプリに神奈川県相模原市、本多千賀子さんの「あやかしネコ」が選ばれました。

また、ジュニアの部では、箕面市の子どもたちの作品も入賞しました。

◎その他

7月6日、社会を明るくする統一活動日として、箕面警察署の協力もいただきながら、倉田市長、奥山副市長、西田市議会議長さん、印藤副議長さん、佐薙警察署長さん、小川委員長にも出務いただき、子どもたちの登校の様子を8中学校区に分かれて見て回りました。出発に先立って、市役所駐車場において、白黒に塗装された青パト8台の出発式も青少年を守る会の協力もいただきながら、行いました。

7月27日に開幕した4年に1度のスポーツの祭典、夏のオリンピックロンドン大会からは、連日日本選手の活躍が伝えられていますが、本市からも第四中学校出身の池端香奈恵さんが、フェンシングフルーレ団体戦で7位に見事入賞されました。また、北小学校出身の吉田胡桃さんが、明日9日から始まるシンクロナイズドスイミング団体戦に出場予定です。子どもたちも先輩に続いてほしいものです。

7月末に世界72か国の高校生代表が参加し、開催された第44回国際化学オリンピックにおいて、西南小学校出身の澁谷亮太君が見事銀メダルを獲得されました。

- 委員長（小川修一君）：何か教育長報告でご質問、ご意見がありましたら、お受けいたします。
- 委員長（小川修一君）：教職員の不祥事の件については、私たち委員も含めて、不転の思いで信頼回復に努めないといけないと思います。
- 委員長（小川修一君）：他にないようですので、以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。
- 委員長（小川修一君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は全て終了し、付議された案件、議案6件、報告2件は、全て議了いたしました。

○委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成24年第8回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後3時36分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長

小川修一

委員

福井聖子